介護　　指定訪問看護サービス重要事項説明書

1　事業所の概要

事業所名	玉木病院訪問看護ステーション
事業所指定番号	3560490058
所在地	山口県萩市瓦町 49
連絡先	TEL　0838-25-0050　FAX 0838-25-0051
サービス提供地域	萩市　阿武町　長門市　山口市

2　職員の配置状況

区分	資格	常勤（人）	非常勤（人）	計（人）
管理者兼看護職員	看護師	1		1
看護職員	看護師	6	13	19
看護職員	准看護師	1	1	2
看護職員	理学療法士		3	3
事務職員		1		1

管理者　：従業者の管理及び事業利用の申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

看護職員：訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護を提供。

※ 職員の配置については、指定基準常勤換算２．５人以上を遵守

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間を当ステーションにおける常勤職員の所定労働時間数（週３７．５時間）で除した数

3　事業の目的

指定訪問看護事業所の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（要支援状態）となられた利用者に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿った適正な訪問看護を提供することを目的とします。

4　運営の方針

① 訪問看護事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、地域の保健、医療、福祉サービス及び医療機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

② 事業所職員は、利用者及びその家族が安心して在宅療養が継続できるように、ニーズに即し、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図り、支援します。

5　営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日　　午前８時 30 分～午後 5 時
休日	日曜・祝日 年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）

※ 夜間・休日など急変時等の相談も対応しています。
24 時間 365 日いつでも連絡がとれる体制を設けております。
但し、時間外訪問の場合は利用料が異なります。(利用料金表を参照ください)

6　事故発生時の対応

対応方法	①事故の内容及び対応をご家族に連絡します。 ②事故の内容及び対応を管理者に報告します。 ③事故の内容及び対応を保険者に報告します。 ④ご利用者様に故意過失がある場合はこの限りではありません。 ⑤事故原因を追求し、再発防止に努めます。

7　サービス内容

① 日常生活の看護
全身状態の観察、疾病予防、病状悪化の防止・回復、療養環境の整備
コミュニケーションの支援、寝たきり、床ずれの予防
栄養・食事摂取のケア、排泄・清潔のケア、服薬の管理

② 医療的処置・管理
点滴・カテーテルの管理、床ずれ・褥瘡の処置、
在宅酸素、人工呼吸器等の医療機器装着の方の看護
その他医師の指示による処置・管理

③ ターミナルケア（終末期の看護）
がん末期や、人生の終末期を住み慣れたお家で過ごせるよう、
病状の緩和や心のケアに配慮し、看取りのお手伝いも行います。

④ 認知症の看護や精神心理的看護
認知症への対応方法、生活リズムの調整方法、事故防止のアドバイス
内服薬の管理、社会参加への相談、本人と家族の相談

⑤ 在宅リハビリテーション看護（拘縮予防・日常生活動作の維持など）

⑥ ご家族等への介護支援・相談
日常の健康相談、介護・介助に関する相談、不安やストレスの相談
介護用品の相談、介護者の休養に関する相談など

⑦ お子様の看護
医療機器装着時の看護、育児に関する悩み相談、介護者への支援指導
その他医師の指示による処置・管理

⑧ 病状や体調の急な変化への対応
24 時間 365 日体制、必要時・緊急時の訪問

⑨ リハビリテーション・住宅改修相談
寝たきりの予防や日常生活動作の回復などを目指した訓練・練習
福祉用具の選定・提案、住宅改修に関する相談

8　利用料金

訪問看護料金表（介護）（2024年６月～）

サービス内容		単位	利用者負担額（単位：円）		
			１割	２割	３割
訪問看護Ⅰ1	１回につき20分未満	314	314	628	942
訪問看護Ⅰ2	１回につき30分未満	471	471	942	1,413
訪問看護Ⅰ3	1回につき30分以上１時間未満	823	823	1,646	2,469
訪問看護Ⅰ4	1回につき1時間以上１時間30分未満	1,128	1,128	2,256	3,384
訪問看護Ⅰ5 （リハビリ職員による）	1回につき20分	294	294	588	882
予防訪問看護Ⅰ1	１回につき20分未満	303	303	606	909
予防訪問看護Ⅰ2	１回につき30分未満	451	451	902	1,353
予防訪問看護Ⅰ3	1回につき30分以上１時間未満	794	794	1,588	2,382
予防訪問看護Ⅰ4	1回につき1時間以上１時間30分未満	1,090	1,090	2,180	3,270
予防訪問看護Ⅰ5 （リハビリ職員による）	1回につき20分	284	284	568	852
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 （１月につき）		2,961	2,961	5,922	8,883

※１：准看護師による訪問の単位数及び負担額は、上記から１割引いたものとなります。
※２：予防訪問看護は要支援１もしくは２の方が対象となります。
※３：早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）は25%、深夜（22時～翌6時）は50%の上乗せとなります。

加算項目		単位	利用者負担額（単位：円）		
			１割	２割	３割
緊急時訪問看護加算	１月に1回算定	600	600	1,200	1,800
特別管理加算Ⅰ	・１月に1回算定 ・厚生労働大臣が定める 特別な管理を要する方	500	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ		250	250	500	750
初回加算	Ⅰ（退院・退所日に訪問）	350	350	700	1,050
	Ⅱ（退院・退所日以降に訪問）	300	300	600	900
複数名訪問加算	30分未満	254	254	508	762
	30分以上	402	402	804	1,206
長時間訪問加算	1時間30分を超える訪問	300	300	600	900
ターミナルケア加算	適応時	2,500	2,500	5,000	7,500

《保険対象外》

項　目	内 容	金 額（単位：円）
エンゼルケア	ご希望により死後の処置を実施した場合	10,000
長時間加算以外の 2時間を超える訪問看護	1時間につき	1,500
夜間･早朝･深夜加算以外の 営業時間外の訪問	1回につき	2,500
営業日以外の訪問（ア）	1回につき	2,500
営業日以外の 2時間を超える訪問	1時間につき	1,500
ケアに必要な衛生材料費		実費
外出支援・通院介助等 （営業日以外はアを加算）	1時間につき	8,500
	1時間増すごとに	1,500/時間
介護保険外サービス	区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合	介護報酬の告示上の額と同額　10割

9　サービスの利用方法

（サービスの利用開始）

まずはお電話などでご相談ください。

重要事項説明後に個別サービス計画を作成しサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画作成を依頼している場合、事前に介護支援専門員とご相談ください

（サービスの終了）

①　利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する７日前までに文書でお申し出ください。

②　事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスに提供継続が困難と見込まれる場合は、終了 14 日前までに文書で通知いたします。

③　自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合

・利用者の要介護状態区分（要支援状態区分）が自立となった場合

・利用者がお亡くなりになった場合

④　その他

・事業所が正当な理由なくサービスの提供をしない場合、守秘義務に反した場合や利用者・家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・サービスの提供を中止する場合

（1）利用者が、サービス利用料金の支払いを３か月以上遅延し、料金を支払うよう催告下にもかかわらず１か月以内に支払わない場合

（2）利用者やご家族が、事業所及び事業所職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

（3）当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス変更又は、中止することがあります。

（4）ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。

（5）他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合（速やかに事業所に申告して下さい。）

（6）気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により利用者の了承を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合があります。

10　事故発生時の対応

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。

但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償額を減じることができるものとします

11　秘密保持

① 事業所及び事業所従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密・個人情報を漏らしません。

② 事業所は、この守秘義務は契約終了後も同様です。

③ 事業所は、あらかじめ利用者・利用者の家族から同意を得でいる場合には、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下でサービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を提供することができます。

12　緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	医療機関名	
	主治医名	
	所在地	
	電話番号	
ご家族	氏名（続柄）	
	連絡先	

13　苦情対応の体制及び手順

苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。把握した状況を事業所にて検討し、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。事業所は、利用者が苦情申し立てを行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

相談・要望・苦情等の窓口

ご相談及び苦情についてお受けいたします。ご遠慮なくお申し出ください。

（サービス相談窓口）

玉木病院訪問看護ステーション

担当　　若嶋　菜摘　　電話　　0838-25-0050

※受付時間　月～土曜日　　午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

当事業所以外に下記の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

山口県国民健康保険団体連合会　　電話　　083-995-1010

所在地　　山口県山口市朝田 1980 番地 7

※受付時間　　平日　　午前 9 時から午後 5 時まで

萩市福祉部高齢者支援課介護保険課　　電話　　0838-25-3368

所在地　　山口県萩市江向 510 番地

※受付時間　　平日　　午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

阿武町健康福祉課福祉保健係　　電話　　08388-2-3113

所在地　　山口県阿武郡阿武町奈古 2636 番地

※受付時間　　平日　　午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

長門市高齢福祉課介護支援係　　電話　　0837-23-1158

所在地　　山口県長門市 1339 番地 2

※受付時間　　平日　　午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

山口市介護保険課　　電話　　083-934-2795

所在地　　山口県山口市亀山町 2 番 1 号山口総合支所 1 階

※受付時間　　平日　　午前 8 時 30 分時から午後 5 時 15 分まで

14 虐待防止及び身体拘束等の適正化

① 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止に関する責任者を配置するとともに、必要な体制を整備します。

② 事業者は、従業員に対し虐待防止に関する研修を提起的に実施し、虐待の防止及び早期発見・早期対応に努めます。

③ 事業者は、サービス提供中に利用者やその家族等に関する虐待が疑われる事案を把握した場合は、関係法令に基づき関係機関へ通報し、必要な措置を講じます。

④ 事業者は、利用者の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。止むを得ない理を記録するとともに、家族等へ十分な説明を行います。

15 カスタマーハラスメントの対応

① 事業者は、利用者及びその家族等からのご意見・ご要望には誠実に対応し、より良いサービスの提供に努めます。

② 一方で、暴言、暴力、威嚇、誹謗中傷、セクシャルハラスメント、不当な要求長時間にわたる拘束、人格を否定する言動、SNS 等への悪意ある投稿、その他社会通念上相当な範囲を超える迷惑行為（カスタマーハラスメント）が認めら場合には、職員の安全確保及び適切なサービス提供を継続するため、サービス提供の中断、関係機関への相談、警察への通報、契約の終了等、必要な対応を行う場合があります。

③ 利用者及びその家族等と事業者は、互いの人格を尊重し、信頼関係のもとで安全かつ適切なサービス提供に努めるものとします。

14　その他

・ 訪問看護開始にあたっては、かかりつけ医の指示書の交付を受け付けます。その際、各種保険対応の一部負担金を、かかりつけ医にお支払いいただくようになります。

・ 在宅にて点滴注射を受けられる場合、ご家族に抜針をお願いすることがあります。